介護保険住宅改修Ｑ＆Ａ集

令和６年３月
南丹市高齢福祉課

【目次】

１．介護保険における住宅改修とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
２．住宅改修を行うにあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
３．住宅改修の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
４．手すりの取付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
５．段差解消について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
６．滑り防止及び移動の円滑化等のための床・通路面の材料変更について・・・１２
７．引き戸等への扉の取替えについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
８．洋式便器等への便器の取替えについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

【Ｑ＆Ａ集の利用に係る留意事項】

●このＱ＆Ａ集は、南丹市に対し、実際に質問をされた内容をもとに作成しています。Ｑ＆Ａ集に記載されていない内容は、国が示すとおりとします。

●また、現行の介護保険制度に基づいて作成しており、制度改正により、今後内容を変更する場合があります。

●介護保険住宅改修の概要、申請様式等については、南丹市ホームページに掲載しています。

〈南丹市ホームページ〉

https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/life/109/009/000/index_8259.html

1. 介護保険における住宅改修とは

介護保険制度における住宅改修は、要介護（支援）状態の方が可能な限り、在宅で本人の能力を生かし、その有する能力に応じた自立した生活を続けるようにすることのほか、家族等の介護をされる方の負担軽減を図ることを目的とした介護サービスです。

また、利用者（＝被保険者）の資産形成につながらない手すりの取り付けや段差解消など比較的小規模な改修を対象としています。利用者の体調や住宅の状況、福祉用具導入の検討、家族構成、改修の予算等を考慮し、しっかりした住宅改修計画を立ててください。

同じ要介護度や改修内容であっても、利用者の身体状況・住環境等はそれぞれ異なるため、それぞれの状況を踏まえ、保険者（南丹市）は必要な改修であるかを判断します。

よって、同じ改修内容でも給付対象の可否は、利用者の状況になって異なることがあります。

2. 住宅改修を行うにあたって

要介護区分に関わらず、支給限度基準額は**一律２０万円**（※１）です。そのため、改修した後に「位置が合わなかった」「反対側の方が動きやすかった」等の問題が起こらないように、可能な範囲で利用者本人による動作確認を行い、適切な改修を行ってください。他にも、住宅に複数の利用者がいる場合、支給限度額の管理は利用者ごとに行われるため、それぞれの利用者が申請をすることができます。内容や場所などが重複しないことや、改修箇所については複数の利用者が共用することもご勘案ください。

また、リハビリテーション専門職との連携を推進しています。利用者が日常生活を送るうえでの住環境の整備について、リハビリテーション専門職から助言をもらい、身体能力・生活能力を活かせる改修に心掛けましょう。

※１　利用者が転居した場合や初回の改修時よりも要介護度が３段階以上上がった場合は、支給限度額がリセットされます。しかし、３段階リセットは一人の利用者に対して１回しか適用されません。

【３段階リセット】

〔初回の住宅改修着工日〕	〔追加の住宅改修着工日〕
・第１段階（要支援１）	→第４段階以上（要介護３以上）
・第２段階（要支援２又は要介護１）	→第５段階以上（要介護４以上）
・第３段階（要介護２）	→第６段階　　（要介護５）

「介護の必要の程度」の段階	**要介護状態区分**
第１段階	要支援１
第２段階	要支援２又は要介護１
第３段階	要介護２
第４段階	要介護３
第５段階	要介護４
第６段階	要介護５

◎支給対象となる住宅改修の種類は以下のとおりです。

（１）手すりの取付け
（２）段差の解消
（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更
（４）引き戸等への扉の取替え
（５）洋式便器等への便器の取替え
（６）上記住宅改修に付帯して必要となる改修

南丹市では、事前申請のあった住宅改修について、介護保険制度の対象となるものであるか、利用者の身体状況等に合ったものであるかという視点で審査をしています。

よって、制度対象外であっても、改修をしようとされる内容自体を否定するものではありませんので、利用者に必要な改修は、実施されるように努めてください。

3. 住宅改修の流れ

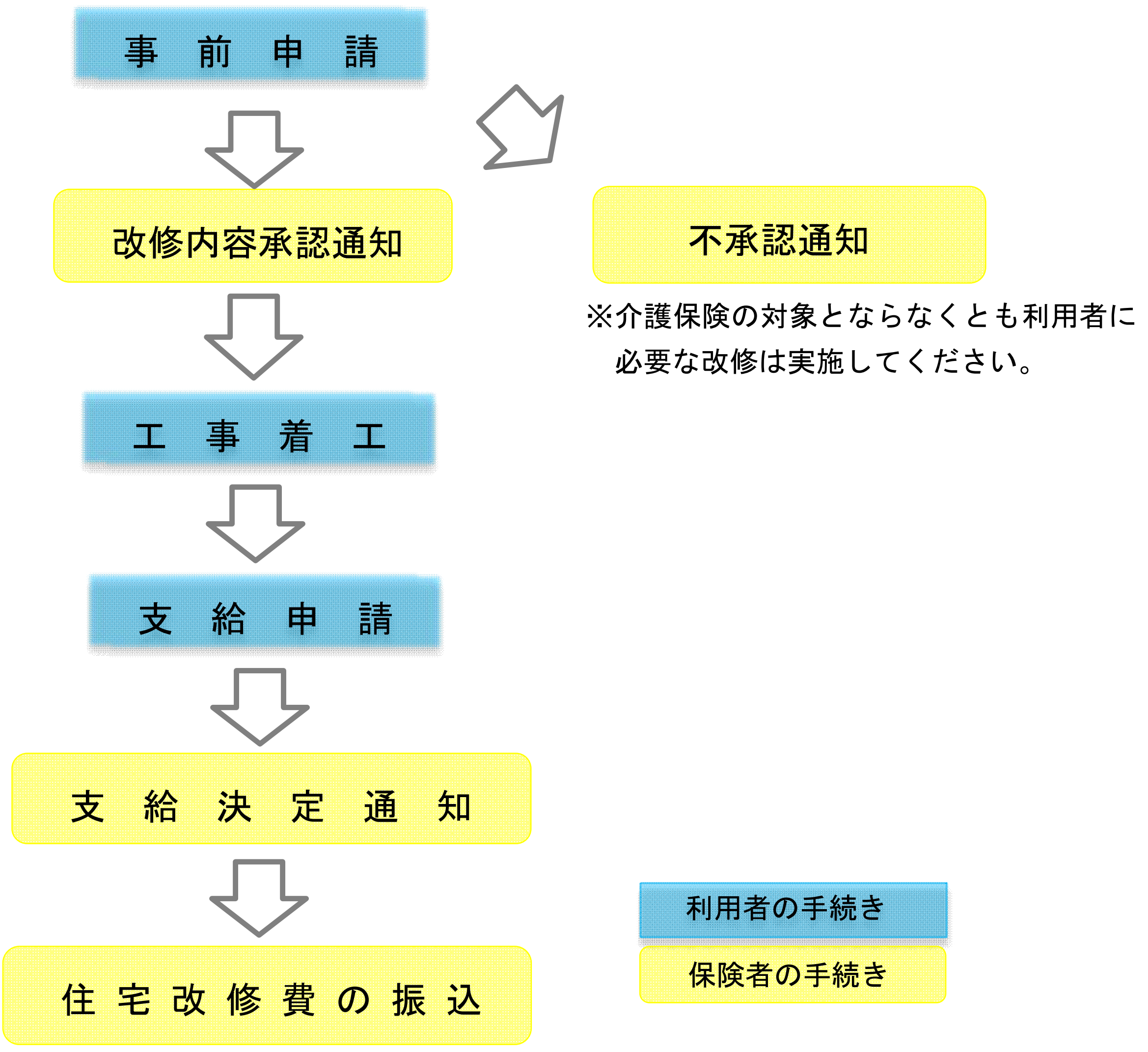

償 還 払 いの場合

・改修内容承認（不承認）決定後、事前申請書一式を介護支援専門員へお返しいたします。

・支給申請の際に再び、申請書一式と改修後の写真（日付入り）・領収書をご提出ください。

・承認決定後、改修内容に変更が生じた場合は、支給申請の際に変更後の工事費内訳書をご提出ください。

受領委任払いの場合

・改修内容承認（不承認）決定後、利用者に決定通知書を送付いたします。

・介護支援専門員は決定通知書を確認していただき、改修を進めてください。

・支給申請の際は、支給申請書【様式第５号（第６条関係)】に必要事項をご記入いただき、改修後の写真・領収書・請求書等を添付してご提出ください。

・承認決定後、改修内容に変更が生じた場合は、住宅改修変更届【様式第４号（第４条関係)】を提出してください。施工は住宅改修変更届が受理されてから行ってください。

住宅改修が必要な理由書の作成について

・申請後に南丹市から聞き取りを行うことが多い状況です。理由書に改修内容の詳細、生活動作に関する身体の状況、屋外・屋内移動方法、改修によって利用者の現在の生活動線をどのように変えたいのか等を記載してください。

・老朽化による修繕は住宅改修の支給対象外ですが、床がフワフワしていて危険・手すりが腐っているためガタガタしていて不安定等、老朽化による修繕だと見受けられる理由書が見られます。そういった理由書では、老朽化による修繕として審査させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

申請に関するＱ＆Ａ

実際にあった質問を公開します。概ね次のとおり回答しますが、一律ではなく利用者の体調・生活環境等により個々に判断をします。

また、利用者が必要とする改修であるか、体調に合っているのか等は理由書で判断するため、詳細に記載してください。

Ｑ１　改修を行う際、リハビリテーション専門職の意見は必要か。

Ａ１　住宅改修に関するリハビリテーション専門職との連携を推進するため、理由書の様式でリハビリテーション専門職との関与を確認しています。そのため、リハビリテーション専門職からの助言について、理由書の欄に助言の有無を記載してください。

Ｑ２　入院中に住宅改修を行いたいが、事前申請はできるか。

Ａ２　入院中であっても事前申請を行い、承認を受ければ工事を進めることを認めています。ただし、医療入院中は介護保険サービスが利用できないので、退院と同時に介護保険施設に入所された場合など、在宅期間がない場合は、住宅改修費は全額自己負担となります。この点について利用者やご家族様に予め説明し、理解を得ていただく必要があります。

Ｑ３　リフォームを考えているが、介護保険住宅改修を同時に行うことは可能か。

Ａ３　リフォームと同時に事前申請を行うことは可能ですが、費用・対象部分等分けて申請してください。

Ｑ４　住民票を置いている家とは別の家に住んでいるが、住宅改修の支給対象となるか。

Ａ４　介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅改修で、かつ実際に居住している住宅のみが対象です。

Ｑ５ 他市町村の子の家に住民票がある利用者（要介護認定なし）が、他市町村に住民票を残したまま南丹市内の自分の家に戻るために住宅改修を行いたい場合、住宅改修の支給対象となるか。
Ａ５ 他市町村に住民票を置いたままでは対象外となります。まずは南丹市に住所を移し、要介護認定を受けたうえで、住宅改修の申請を行ってください。

Ｑ６ 住宅の所有者が死亡された場合、承諾書は誰に書いてもらうべきか。
Ａ６ ホームページから「代表相続人指定届・住宅改修にかかる承諾書」を取得し、相続人代表者に書いてもらってください。

Ｑ７ 借家の場合、承諾書はどうするか。
Ａ７ ホームページから借家用の承諾書を取得し、提出してください。

Ｑ８ 市営住宅の場合、承諾書はどうするか。また、契約者が利用者本人でない場合は、市営住宅担当課と契約者の承諾書が必要か。
Ａ８ 都市計画課（市営住宅担当）で承諾をもらい、承諾書を事前申請書に添付してください。また、契約者の承諾書は必要ありません。

Ｑ９ 領収書は写しでもよいか。
Ａ９ 原則、原本を添付していただいていますが、利用者が返却を望まれる場合は、一旦お預かりし支給決定後、返却しています。

Q10 写真の日付は１枚ずつ入れるべきか。
A10 紙に撮影日を書いて一緒に写すか、カメラの日付データを出力して印刷する等、それぞれに入れてください。

Q11 見積書のあて名は誰を記載するべきか。
A11 利用者のフルネームを記載してください。

Q12 一部不承認の工事がある場合、領収書の金額はどうなるか。
A12 介護保険の住宅改修として承認している部分のみを確認したいため、領収書には承認した部分の金額を記入してください。

Q13 利用者や家族等が住宅改修を行う場合、住宅改修の支給対象となるか。
A13 利用者または家族等が材料を購入し、住宅改修を行う場合、材料費が支給対象となります。

Q14 工務店を経営している家族等が個人として住宅改修を行う場合、住宅改修の支給対象となるか。

Ａ14 個人が行う場合は、材料費のみ支給対象になります。

事前申請には、材料費の見積書（※材料を購入予定の店舗等が作成したもの）と改修前の写真（※日付入り）を添付してください。事前申請の承認後に改修を行い、工事完了後に支給申請を行ってください。

支給申請時は、購入された店舗が発行された領収書を添付してください。（レシート不可）

なお、家族等であっても工務店が業として行う場合は、通常の住宅改修と同じ扱いになります。

Q15 受領委任払いの対象事業所は市内限定か、市外も対象か。

Ａ15 介護保険制度の趣旨を理解し誓約書を提出された事業者であれば、市内に限定はしておりません。

Q16 諸経費はどこまで対象となるか。

Ａ16 ①市役所への書類申請代行料②事前申請や改修完了後の写真代③改修を行う作業員の損害保険料等については、支給対象外となります。それ以外にかかった費用は諸経費に含まれます。

4. 手すりの取付けについて

手すりの取付けは、利用者の日常生活上の動線（食事・排泄・入浴・外出等）の移動や移乗を安全に行えることを目的としています。

対象となる改修は下記のとおりです。

＜支給対象＞
・居室内の手すり（居間・寝室・浴室・玄関など） ・階段の手すり（日常生活動線上であり、必要と考えられる場合） ・出入口の手すり（玄関ポーチ・玄関から門扉までの通路など） ・手すり取り付けのための壁の部分補強　　　など
＜支給対象外＞
・老朽化による取替え ・敷地外の手すり　　　など

Point

既存の手すりやレンタルの手すりがある場合は、改修前の写真に収めてください。

１階から２階への階段に手すりを付ける場合は、次の点に留意してください。

・まずは利用者の体調を考慮し、１階での生活に変更する方法を検討してください。

・それができない場合は、２階への移動を安全・安心に行えるよう検討してください。

・なぜ、２階に行く必要があるのか、１階での生活に変更ができない理由等を理由書に記載ください。

・事前申請書に１階と２階の平面図を付けてください。

手すりの取付けに関するＱ＆Ａ

Ｑ１　既に設置している手すりの高さが合わないために取り替えたい場合、住宅改修の支給対象となるか。

Ａ１　利用者の体調変化等による変更であれば、支給対象とします。

Ｑ２　老朽化し不安定で危ない手すりを撤去し、新しい手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。

Ａ２　老朽化のみを理由した場合は、支給対象外とします。

Ｑ３　転落防止柵としての用途で手すりを設置する場合、介護保険対象となるか。

Ａ３　手すりの設置の目的は、利用者の日常生活上の動線における必要な動作（食事・排泄・入浴・外出等）の補助等を想定しており、転落予防柵としての設置は対象外とします。

Ｑ４　手すりの設置の際に壁の下地補強が必要となる場合、住宅改修の支給対象となるか。
Ａ４　手すりの設置に必要である部分のみ、支給対象とします。

Ｑ５　２ヶ所のトイレに手すりを設置するのは、住宅改修の支給対象となるか。
Ａ５　２ヶ所利用する明確な理由がある場合は、支給対象とします。その際は、理由書に明確な理由を記載してください。

Ｑ６　脱衣室と浴室に１５センチの段差があり、それを無くすためにユニットバスへの取り換えを検討しているが、付属している手すりは住宅改修の支給対象となるか。
Ａ６　これまでの浴槽からユニットバスに改修する場合で、本人の体調から必要な箇所に手すりを設置する場合は、対象とします。
しかし単に、標準仕様で付いている手すりは、その効果が得られないと判断した場合は、対象外とする場合があります。

5. 段差解消について

居間・寝室・浴槽・トイレ等にある床の段差や、玄関から道路までの通路等の段差を解消することを目的としています。

対象となる改修は下記のとおりです。

＜支給対象＞
・スロープ・踏み台の設置（必ず固定すること） ・各居室の敷居の撤去 ・砂利道をコンクリートスロープにする ・浅い浴槽への取り換え ・転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落防止や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）　など
＜支給対象外＞
・スロープや踏み台を固定しない改修 ・居間と離れを繋ぐ廊下の設置 ・浴槽の取替えによる水栓設置 ・転落防止柵のみを設置する工事　など

Point

段差の高さが分かるように、段差にメジャーを当てた写真を添付してください。
事前申請及び支給申請の際に、踏み台固定の有無を確認しますので、以下の点に留意してください。

・事前申請時：理由書等に固定の有無を記入してください。
・支給申請時：固定状況がわかる写真を添付してください。

段差解消に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　掘りごたつを埋める改修は段差解消に該当するか。
Ａ１　掘りごたつのみの改修であれば、その理由を確認し、その内容で判断します。
　　　掘りごたつを含めて、部屋全体の段差解消であれば可と判断する場合があります。

Ｑ２　ユニットバスへの改修（浴槽、床、天井、壁、ドア等）は個々に対象を判断するか、一括で判断するのか。
Ａ２　対象者に必要な改修部分を判断し、按分します。

Ｑ３　浴室の面積が、改修前より広くなった場合に、改修前の面積を上限としているか。
　　　また按分または改修後の面積（以前より広い）を対象とするか。

Ａ３　住宅改修は、資産形成につながらない小規模な改修を原則としているため、最終的には
　　　申請書類にて判断しますが、明らかに面積が増える場合は、改修前の面積で按分します。

Ｑ４　スロープを付けようと思うが、傾斜角度等の設置基準を定めているのか。

Ａ４　市独自の設置基準は設けていないが、スロープを設置する上で、車いすの自走が可能な
　　　角度等、体調や支援状況に合わせたスロープの設置を原則としています。

Ｑ５　段差解消のために、部屋全面のかさ上げをする場合、対象となるか。

Ａ５　広い範囲をかさ上げする場合は、日常生活動線上で使用する部分のみ対象とするため、
　　　対象分の費用を按分します。
　　　また、家具等を配置している部分は対象外とします。

6. 滑り防止及び移動の円滑化等のための床・通路面の材料変更について

畳から板製床材等への変更、通路面における滑りにくい舗装材への変更等を目的としています。

＜支給対象＞
・畳から板製床材・ビニール製床材等への変更 ・浴室の床材を滑りにくい舗装材に変更 ・階段へのすべり止めの取り付け　　　　　　　　など
＜支給対象外＞
・老朽化による床材の張替え ・固定せず滑り止めマットを置くだけのもの　　　など

Point

部屋全体の床材を変える場合、可能な限り床全面の写真を添付してください。
家具を置いている場合、その面積は日常生活動線上ではないものとし、介護保険住宅改修の対象外とします。

床・通路面の材料変更に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　玄関にスロープを設置するのが難しいことから、リビングから屋外へ出るため、窓から先の道路までの通路にスロープを設置するのは、住宅改修の支給対象となるか。

Ａ１　リビングから屋外へ出る理由や必要性を確認したうえで、スロープは段差解消、通路は通路面の材料変更として、対象となります。しかし、ブロック塀を抜く・植栽撤去等、またそれに付帯する工事費用は、対象外となります。

Ｑ２　寝室を畳から滑りにくい板製床材に変更したいが、ベッドやタンスを配置している部分は対象となるか。

Ａ２　生活動線上で使用する部分の費用を按分します。なお、家具を配置している部分は対象外とします。事前申請の際、日常生活動線上で使用する部分の面積を示してください。

Ｑ３　階段にカーペットを張り付ける場合、住宅改修の支給対象となるか。

Ａ３　対象となります。しかし、逆に滑りが悪いことで、躓き転倒の危険性があるため、改修する際に注意が必要です。

7. 引き戸等への扉の取替えについて

開き戸を引き戸や折り戸等に取り替えることや、開き戸の開く向きを替えるといった改修のほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去等を目的としています。

＜支給対象＞
・開き戸から引き戸・折り戸等への取替え ・開き戸の左右、内開きから外開きへの変更 ・重い引き戸から軽い引き戸への変更 ・扉の撤去 ・ドアノブの変更や戸車の設置 ・自動ドアに取替える際の扉の部分
＜支給対象外＞
・自動ドアへの変更の際の動力部分 ・引き戸等の新設 ・劣化によるレール、戸車、雨戸の取替え

Point

扉位置の変更・撤去の場合、そこを通らなければならない理由・そこ以外の動線が取れない理由等を記載してください。

引き戸等への扉の取替えに関するＱ＆Ａ

Ｑ１　トイレを利用する際、間取りにより引き戸への取替えができない場合、開き戸の向きを変更するのは、住宅改修の支給対象となるか。

Ａ１　対象とします。なお、向きを変える必要性について、身体の状況等の理由を明確に記載してください。

Ｑ２　既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。

Ａ２　既存の引き戸が重く開閉が容易でないとの理由があれば支給対象となります。しかし、既存の引き戸が古くなったからという理由で新しいものに取替えるという理由であれば、支給対象外となります。

Ｑ３　自動ドアを検討しているが、住宅改修の支給対象となるか。

Ａ３　扉の取替えは対象ですが、自動ドアの動力部分の設置は対象外となります。

8. 洋式便器等への便器の取替えについて

和式便器から洋式便器への取替え、高さ変更等をして座る動作を容易に行えることを目的としています。

＜支給対象＞
・和式便器から洋式便器への取替え ・身体の状況に応じて洋式便器の向きを変える ・便器の取替えに伴う撤去費用及び処分費用　　　　　　　など
＜支給対象外＞
・既に洋式便器である場合で、暖房便器やウォシュレット機能等を付加すること ・ウォシュレット機能付加に伴う電気配線工事　　　　　　など

Point

トイレの床面積自体を広げるといった改修は、車いすの利用等の理由がある場合に限ります。

便器の取替えに関するＱ＆Ａ

Ｑ１　洋式便器への交換について、ウォシュレット機能が付いているものも住宅改修の支給対象となるか。

Ａ１　ウォシュレット機能が一体的に付帯されている場合はその費用も対象となりますが、電気配線工事については対象外です。

Ｑ２　外トイレ（和式）から室内トイレ（洋式）を作る場合、住宅改修の支給対象となるか。

Ａ２　外トイレを取り壊し室内トイレのみになるのであれば、対象とします。しかし対象とするのは、便器とそれに伴う付帯工事のみです。（水道管・壁設置等の工事は対象外となります。）

Ｑ３　外トイレ（洋式）を壊さず室内にもトイレを作りたい場合、住宅改修の支給対象となるか。

Ａ３　新設扱いとし、対象外とします。

Ｑ４　屋外にトイレが２つ（和式・洋式）あるが、新たに室内にトイレ（洋式）を設置する場合対象となるか。

Ａ４　対象外とします。また、外にあるトイレ（和式）を取替える場合でも、洋式トイレが２つになるため、新設扱いとし、対象外とします。